

消滅時効後の金銭給付に関する件

通報内容	<p>本件は、すでに時効を迎えた住宅改修費について、当該住宅改修を行った事業者であるA事業者にX区Y課が支払いをしたことが違法であることを指摘する趣旨の通報である。</p>																												
委員の対応・不対応の判断及びその理由	<p>1 所属調査により確認された事実関係</p> <p>(1) 本件の住宅改修に関する前提</p> <p>本件の住宅改修に係る費用の流れについては、「受領委任払い」という仕組みで行われる。</p> <p>この仕組みでは、A事業者は、介護保険の被保険者（利用者）に対して行う住宅改修工事について、保険者である横浜市（本件の場合はX区Y課）に支給申請を行う（事前申請）。X区Y課はこれを受け付け、保険給付として適当な改修か確認を行い、A事業者に通知する。</p> <p>住宅改修工事の施工後、A事業者は利用者から住宅改修工事にかかる費用の一部（自己負担分）を受け取る。残りの費用は、X区Y課に支給申請する（事後申請）ことで、保険者から支給される。</p> <p>ただし、この事後申請に伴う支給を受ける権利には時効が設けられており、本件においては、A事業者が利用者から上述の自己負担分を領収した日の翌日から起算して2年である。なお、この際の領収書の写しは事後申請に必要な書類の一つになっており、X区Y課はこれをもって領収日（時効の起算日）を把握する。</p> <p>(2) 確認された時系列</p> <p>X区コンプライアンス責任者及びZ局コンプライアンス責任者の調査結果をまとめると、本件の時系列は次のようになる。</p> <table border="1" data-bbox="405 958 1417 2121"> <tr> <td data-bbox="405 958 555 1037">令和元年 5月21日</td> <td data-bbox="555 958 1417 1037">A事業者がX区Y課に事前申請を行い、同課が受付を行う。（2件計360,000円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1037 555 1115">同年 5月24日</td> <td data-bbox="555 1037 1417 1115">A事業者がX区Y課に事前申請を行い、同課が受付を行う。（1件180,000円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1115 555 1193">同年 6月上旬</td> <td data-bbox="555 1115 1417 1193">X区Y課が事前申請の確認をし、書類を受け取ったことをA事業者に通知する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1193 555 1305">同年 7月4日 8月13日</td> <td data-bbox="555 1193 1417 1305">A事業者が当該住宅改修工事を施工する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1305 555 1384">同年 8月下旬</td> <td data-bbox="555 1305 1417 1384">X区Y課がA事業者に電話。事後申請の確認を行う。以降、概ね4か月ごとに電話連絡を行った。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1384 555 1462">令和3年 2月22日</td> <td data-bbox="555 1384 1417 1462">X区Y課がA事業者に電話。この際、A事業者からは申請予定との回答を得る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1462 555 1574">同年 5月上旬</td> <td data-bbox="555 1462 1417 1574">A事業者がX区Y課に申請書類の確認のため電話。X区Y課が工事の日付を確認したが、A事業者はわからないと回答。A事業者は急ぎ申請すると話した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1574 555 1653">同年 7月16日</td> <td data-bbox="555 1574 1417 1653">X区Y課がA事業者に電話。この際、A事業者からは申請予定との回答を得る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1653 555 1731">同年 8月18日</td> <td data-bbox="555 1653 1417 1731">X区Y課がA事業者に電話。この際、A事業者に対し、時効確認のため領収書を確認するよう依頼する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1731 555 1843">同年 8月24日</td> <td data-bbox="555 1731 1417 1843">A事業者がX区Y課に電話し、領収書の日付を確認した結果、時効を迎えていたので、X区Y課はA事業者に対し申請を取り下げるよう伝え、A事業者はこれを承諾する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1843 555 1921">日付不明</td> <td data-bbox="555 1843 1417 1921">A事業者がB市議に電話し、時効で支給が受けられないので制度的に救われる方法がないか相談する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1921 555 2000">同年 9月上旬</td> <td data-bbox="555 1921 1417 2000">B市議がZ局C課長（以下「局課長」という。）に電話し、A事業者からの相談内容を伝える。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 2000 555 2078">同年 9月9日</td> <td data-bbox="555 2000 1417 2078">局課長、Z局D係長（以下「局係長」という。）がB市議に住宅改修の制度について説明を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 2078 555 2121">同年</td> <td data-bbox="555 2078 1417 2121">局係長がX区Y課長（以下「区課長」という。）に電話し、申請の</td> </tr> </table>	令和元年 5月21日	A事業者がX区Y課に事前申請を行い、同課が受付を行う。（2件計360,000円）	同年 5月24日	A事業者がX区Y課に事前申請を行い、同課が受付を行う。（1件180,000円）	同年 6月上旬	X区Y課が事前申請の確認をし、書類を受け取ったことをA事業者に通知する。	同年 7月4日 8月13日	A事業者が当該住宅改修工事を施工する。	同年 8月下旬	X区Y課がA事業者に電話。事後申請の確認を行う。以降、概ね4か月ごとに電話連絡を行った。	令和3年 2月22日	X区Y課がA事業者に電話。この際、A事業者からは申請予定との回答を得る。	同年 5月上旬	A事業者がX区Y課に申請書類の確認のため電話。X区Y課が工事の日付を確認したが、A事業者はわからないと回答。A事業者は急ぎ申請すると話した。	同年 7月16日	X区Y課がA事業者に電話。この際、A事業者からは申請予定との回答を得る。	同年 8月18日	X区Y課がA事業者に電話。この際、A事業者に対し、時効確認のため領収書を確認するよう依頼する。	同年 8月24日	A事業者がX区Y課に電話し、領収書の日付を確認した結果、時効を迎えていたので、X区Y課はA事業者に対し申請を取り下げるよう伝え、A事業者はこれを承諾する。	日付不明	A事業者がB市議に電話し、時効で支給が受けられないので制度的に救われる方法がないか相談する。	同年 9月上旬	B市議がZ局C課長（以下「局課長」という。）に電話し、A事業者からの相談内容を伝える。	同年 9月9日	局課長、Z局D係長（以下「局係長」という。）がB市議に住宅改修の制度について説明を行う。	同年	局係長がX区Y課長（以下「区課長」という。）に電話し、申請の
令和元年 5月21日	A事業者がX区Y課に事前申請を行い、同課が受付を行う。（2件計360,000円）																												
同年 5月24日	A事業者がX区Y課に事前申請を行い、同課が受付を行う。（1件180,000円）																												
同年 6月上旬	X区Y課が事前申請の確認をし、書類を受け取ったことをA事業者に通知する。																												
同年 7月4日 8月13日	A事業者が当該住宅改修工事を施工する。																												
同年 8月下旬	X区Y課がA事業者に電話。事後申請の確認を行う。以降、概ね4か月ごとに電話連絡を行った。																												
令和3年 2月22日	X区Y課がA事業者に電話。この際、A事業者からは申請予定との回答を得る。																												
同年 5月上旬	A事業者がX区Y課に申請書類の確認のため電話。X区Y課が工事の日付を確認したが、A事業者はわからないと回答。A事業者は急ぎ申請すると話した。																												
同年 7月16日	X区Y課がA事業者に電話。この際、A事業者からは申請予定との回答を得る。																												
同年 8月18日	X区Y課がA事業者に電話。この際、A事業者に対し、時効確認のため領収書を確認するよう依頼する。																												
同年 8月24日	A事業者がX区Y課に電話し、領収書の日付を確認した結果、時効を迎えていたので、X区Y課はA事業者に対し申請を取り下げるよう伝え、A事業者はこれを承諾する。																												
日付不明	A事業者がB市議に電話し、時効で支給が受けられないので制度的に救われる方法がないか相談する。																												
同年 9月上旬	B市議がZ局C課長（以下「局課長」という。）に電話し、A事業者からの相談内容を伝える。																												
同年 9月9日	局課長、Z局D係長（以下「局係長」という。）がB市議に住宅改修の制度について説明を行う。																												
同年	局係長がX区Y課長（以下「区課長」という。）に電話し、申請の																												

	<p>9月10日 処理状況を確認する。</p> <p>【確認内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月、7月にA事業者に事後申請の催促を行ったこと ・令和3年8月にA事業者に時効を迎えると支給ができなくなる旨伝えたこと ・領収書の日付を確認したところ、時効を迎えていたことから支給ができない旨をA事業者に伝え、A事業者も了承したこと 	
	<p>同年 9月15日 局課長及び局係長が区課長に確認した内容をB市議に説明する。</p>	
	<p>(3) 判明した事実関係</p> <p>通報内容にあるような支払いに関する起案文書は存在せず、支払いの事実はないことが確認された。なお、通報者は、本件の内容が所管課長会で共有された旨も述べているが、当該事実もない。</p> <p>2 1の内容を踏まえ、本通報案件について、次のように判断する。</p> <p>X区及びZ局コンプライアンス責任者によるヒアリングや文書の調査の結果、X区Y課は本件の支払いをしていないことが判明したため、通報者の指摘するような違法な行為は認められない。また、X区Y課は、A事業者に対し、時効を迎えることを懸念して複数回の催促を行ったほか、時効を迎えた後も、制度上支給ができない旨説明し、事業者はこれを了承していたとのことであるから、適切に対応していたと考えて差支えない。</p> <p>以上をもって、委員会としての対応を終了する。</p>	
<p>本市の対応</p>	<p>今後も引き続き、適正な業務執行を行っていく。</p>	